会員各位

三　調　発　第１８３号

平成２１年　2月１９日

三重県土地家屋調査士会

会 長　　朝 日 奈　晰

「土地家屋調査士 CPD」単位付与について（お願い）

平素は、本会の運営についてご協力またご理解をいただいておりますこと感謝いたします。

さて、先般の研修会の挨拶の中でも若干の説明をいたしました「土地家屋調査士CPD」制度の詳細について関係資料を送付させていただきますので、ご確認の上お手数ですが該当者は単位付与手続きを行なっていただけますようお願いいたします。

単位付与手続きにあたっての概要については、平成２０年４月１日以降に連合会、中部ブロック、各支部、公嘱協会以外の外部機関で開催された研修会に参加された場合について、送付資料第２－２号様式にて、毎年３月末日までに本会事務局宛に報告いただくことになっておりますのでお手数ですが宜しくお願いいたします。

なお、研修内容によっては別途プログラム認定申請が必要な場合もあります。その際は事務局より改めて申請をお願いすることになりますので併せてご了承下さい。

２００９年2月１３日

土地家屋調査士専門職能継続学習（土地家屋調査士ＣＰＤ）制度

日本土地家屋調査士会連合会

現今の社会環境及び司法制度を取り巻く環境が急速に変化する中、隣接法律専門職種である土地家屋調査士の責任は重大であり、プロフェッショナルとして社会の要請に応えていく必要があります。

そのためには、業務遂行に供する専門知識と技術の維持及び向上を図ることが不可欠であり、専門資格者として継続的な能力開発を進めていかなければなりません。

そこで、会員の自己研鑽を適正に評価・明示することを目的とした「土地家屋調査士専門職能継続学習（土地家屋調査士ＣＰＤ※1）」制度の構築が必要となります。この制度では、研修会・講習会への参加、専門書の購読等の履歴を共通の基準で評価し、単位（ポイント）を付与し、それを公開することによって、専門資格者である土地家屋調査士の使命、重要性を社会にアピールしていくこととしました。

※1　ＣＰＤ　…　Continuing Professional Development の略称

土地家屋調査士ＣＰＤ制度の概要

1　目的

国家資格者である土地家屋調査士がその研修実績を公開することは、サービスの享受者である国民が業務を依頼する際の一つの判断材料としての有用な情報を提供することであり、社会的信用の向上を図ることを目的とします。

2　対象者

原則として土地家屋調査士会会員を対象とします。一部の研修は非会員である土地家屋調査士有資格者も受講することができますが、同有資格者時代の実績は研修履歴の対象者となりません（土地家屋調査士特別研修を除く）。

3　実施内容

共通の基準による研修プログラムを設定し、その実施を評価してポイント化していきます。

ポイントは、管理表に登録・管理し、ホームページで累積加算したポイント数・内訳を公開します。

(1)研修履歴を証明する期間は、前年度から５年間とします。

(2)上記５年間における目標取得ポイント数は 80 ポイントです。

なお、１年間に取得する上限はありませんが、下限は８ポイントとします。

(3)次の４に示す形態及び研修内容を確認し、バランス良い受講等を心掛けてください。

４　形態及び研修内容

別紙１「認定基準表」及び別紙２「認定基準表別表コード一覧」を参照してください。

５　会員が行うこと

(1)従来どおり、研修会・講習会等に参加してください。

その際は、基本的には連合会・ブロック協議会・土地家屋調査士会・支部・公嘱協会が連携して**自動的にポイントを付与します**（一部例外があります）。

なお、**研修会・講習会等を遅刻・早退した場合、ポイントが得られない場合があります。**

また、**別紙１「認定基準表」**に記載されている

「１　参加学習型」のうち、外部講習・一般講演会の一部・見学会・視察

「２　情報提供型」

「４　その他」

につきましては**、別紙３「第 2-2 号様式　参加申告書」**をもって、**所属の土地家屋調査士会へご自身で申告**してください。

(2)研修履歴のホームページ公開及び研修履歴証明書の発行につきましては、現在検討中ですので、決まり次第、周知します。

(3)連合会ホームページの「会員の広場」にある「土地家屋調査士研修ライブラリ」におきまして、全国の研修会開催実績を公開しますので、参考にしてください。今後、研修会の開催案内を掲載することも検討しております。

資料

別紙１　認定基準表

別紙２　認定基準表別表　コード一覧

別紙３　第 2-2 号様式「参加申告書」

別紙４　会員フローチャート

以上

別紙1

土地家屋調査士専門職能継続学習 認定基準表

形態	種 別		区分	内容	対象時間	ポイント（単位）数	年間の上限/自己申請	備考
1参加学習型	a	特別研修	ー	土地家屋調査士特別研修の受講	受講時間認定	0.5ポイント/30分	受講は45時間 認定は備考	1年間の講義受講ポイントは最大45ポイントとする。 ＡＤＲ認定土地家屋調査士は+5ポイントとする。ただし、連合会への登録をもってポイントを付与とする。
	b	講習会等	一般講習	土地家屋調査士会主催の講習会、研修会の受講	受講時間	0.5ポイント/30分		連合会、ブロック協議会（他ブロック含む）、土地家屋調査士会（他会含む）、支部、公嘱協会等が主催、社団法人日本測量協会へ委託した測量技術講習会
			外部講習	外部プログラムによる講習会、研修会の受講	件	1ポイント/件		一般講演会以外の講習会は、パンフレットやレジュメ等の写しの提示が必要（他士業資格者として獲得したポイントは付与できない）
			一般講演会	公開講座・講演会・シンポジウムへの参加	受講時間 件	0.5ポイント/30分 1ポイント/件		連合会、ブロック協議会（他ブロック含む）、土地家屋調査士会（他会含む）、支部、公嘱協会等が主催 時間管理できる場合は、0.5ポイント/30分、できない場合は1ポイント/件
			外部講演会	外部の公開講座・講演会・シンポジウムへの参加	件	1ポイント/件		一般講演会以外の講習会は、パンフレットやレジュメ等の写しの提示が必要（他士業資格者として獲得したポイントは付与できない）
	c	見学会	見学会・視察	見学会、国内外視察	件	1ポイント/件		パンフレットやレジュメ等の写しの提示が必要
2情報提供型	h	講師	講師	講習会、研修会等の講師	担当時間	1.5ポイント/30分		
				講演会・シンポジウム等の講師、パネリスト等	担当時間	1.5ポイント/30分		
				大学、専門学校等の講師	担当時間	1.5ポイント/30分	50ポイント/自己申請	非常勤講師のみとする。
			発表	調査研究報告等の発表	件	2ポイント/件		
	i	執筆	執筆活動	専門誌、機関誌、雑誌等の執筆	件	2ポイント/件	自己申請	土地家屋調査士の業務に関する物 例）登記インターネット、登記研究、登記情報、連合会会報、各会会報等
			論文発表	学術論文執筆	件	2ポイント/件	自己申請	土地家屋調査士の業務に関する物 例）登記インターネット、登記研究、登記情報、連合会会報、各会会報等
			図書	単著者	冊	10ポイント/冊	自己申請	平成20年4月1日以降に発行された図書。 土地家屋調査士の業務に関する物
				共著者	冊	5ポイント/冊	自己申請	平成20年4月1日以降に発行された図書。 土地家屋調査士の業務に関する物
	j	役・委員	役・委員活動	連合会、ブロック協議会、土地家屋調査士会、支部、役員会、委員会での役・委員活動				**当分の間、実施しない。**
	k	社会貢献	社会貢献活動	専門知識、技術を生かした社会貢献	半日	1ポイント/半日	自己申請	例）災害復興、公共団体又は会が主催する無料相談会
3自己学習型	r	専門誌等購読	専門雑誌の購読	連合会会報「土地家屋調査士」の購読	年	2ポイント/年		各土地家屋調査士会の会報は、発行状況が異なるため対象外。
				専門雑誌の講読	年	3ポイント/年	3ポイント/自己申請	**当分の間、実施しない。**
			専門図書の購読	専門図書の購読	冊	2ポイント/冊	2ポイント/自己申請	**当分の間、実施しない。**
4その他	z				ー	申請によって異なる	自己申請	申請は3/31まで申請を受付け、次年度の評価検討委員会で協議後、ポイントを付与する。 例）法学検定は4級2ポイント、3級3ポイント、2級4ポイント

※1 「3 自己学習型」及び「4 その他」に関する申請は、土地家屋調査士ＣＰＤ研修プログラム認定申請書を用いて日本土地家屋調査士会連合会へ行ってください。

※2 遅刻・早退等については研修主体が判断してください。

土地家屋調査士専門職能継続学習 認定基準表別表　コード一覧

項　別	コード	項	目
1　倫理・法令関連研修	10	倫理・職責	土地家屋調査士倫理規範、土地家屋調査士法第2条、第3条、第22条の2、第24条の2　等
	11	憲法	全部（一部・第3、4、6、8、11の各章等）
	12	民法	全部、一部（総則・物権・債権・親族・相続）・民法概説他参考書籍等
	13	民事訴訟法	全部・民事執行等
	14	不動産登記法	不動産登記法全文及び一部・登記令・規則・準則等
	15	土地家屋調査士法	全部
	16	民事調停法	全部
	17	仲裁法	全部
	18	ＡＤＲ法	全部
	19	法学検定	2級、3級、4級の取得
	1a	土地家屋調査士特別研修	45時間1セット、ＡＤＲ認定土地家屋調査士
	1z	その他関係法令研修等	
2　業務関連研修	20	業務研修全般・各法務局の事務取扱等	日常業務・業務の内容と報酬の考え方・規則93条・同77条・各局の事務取扱要領等 全般
	21	調査、測量実施要領	総則・土地、建物、技術基準（測量CPD以外のもの）
	22	オンライン申請関係	公的認証、ＸＭＬ図面、ネット利用の概論等オンラインに関するもの
	23	ＧＰＳ（ＶＲＳ）利用と業務	観測計画、解析、誤差論・業務反映技術
	24	地図とＧＩＳの研究	地図（理）の情報管理、活用・地図（航空写真、重ね図）の活用方法等
	25	法第14条地図作成	作成解説書、技術理論（誤差、精度管理等）・作業工程、管理、運営全般
	26	技術研修（基準点・水準・街区基準点）	測量技術講習会・調査士会単独開催、グループ研修等筆界特定技術習得
	27	ＡＤＲ・筆界特定関係	土地境界基本実務Ⅰ～Ⅴ・代理人、主宰者としての研修・ロールプレイ・ADR（調停実務）トレーニング
	28	地籍調査、区画整理等事業の研究	実施計画
	29	隣接関係法令	建築基準法・農地法・都市計画法・個人情報保護法・行政手続法・税法・その他関係法令等
	2a	教養研修	CPD認定申請により判断
	2b	自己研鑽	通信教育・法令、技術情報誌購読・大学・専門校等聴講生　等
	2c	ＡＤＲ認定土地家屋調査士取得	ＡＤＲ認定土地家屋調査士
	2z	その他業務研修等	
3　境界関連研修	30	土地制度と歴史的背景	土地境界基本実務・「2 業務関連研修29」と関連
	31	境界理論	関係図書等
	32	紛争解決学	関係図書等
	33	歴史的資料の分析・活用	土地家屋調査士法第25条第2項・地図の歴史等関係図書の講義
	34	鑑定業務及び鑑定書作成	土地境界基本実務、実地研修・実務事例の解説
	35	筆界特定	代理人として必要な研鑽・調査委員としての研鑽（法務局と合同研修）
	36	調停技法	「1 倫理・法令関連研修16」及び「2 業務関連研修29」と関連、連動
	3z	その他境界に関する研修等	
4　各種講師等	40	講義・研修講師	支部、調査士会講師・鑑定委員会講師・関係法令、技術講師
	41	講義・研修等伝達講師	連合会、ブロック主催伝達講師等
	42	研修・業務役員等従事者（役員・担当役員別）	主催（担当役員）者及び関係役員
	43	実務実施者（委員長・班長・技術者等）	14条作成・地図整備
	44	講師養成講座の講師	講師の養成に従事
	4z	その他の各種講師受任等	
5　書籍出版・論文発表	50	関係書籍（図書）の上梓	解説書
	51	出版物（専門誌）への寄稿	情報誌・他士業
	52	論文発表・口頭発表	同上、パネリスト、シンポジスト
	5z	その他上記以外のもの	
6　新人研修	60	連合会・ブロック・会の新人研修	新人研修で1セット
	6z	その他上記以外のもの	

別紙３
第 2-2 号様式

参　加　申　告　書

＿＿＿＿＿＿＿＿土地家屋調査士会　御中

下記のとおり研修会等へ参加しましたので、土地家屋調査士ＣＰＤポイントの付与を申告します。

記

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

研修会等の名称	
講　師　名※1	
参加日時	
開催場所	
添付書類※2	
備　　考	

※１　講師不在の場合は未記入、講師が複数いる場合は主な講師名ほか●名と記入（日調連太郎ほか２名）

※２　会場で配布されるレジュメや資料の写しを添付する必要があるため、その名称を記入してください。

土地家屋調査士専門職能継続学習
会員フローチャート

